## 建設企業ガイダンス及び建設業お試し体験会の広報及び運営業務業務 公募型プロポーザル選定委員会 評価基準

項目	評価のポイント	配点	係数	評価点
1 広報業務				
(1)	イベントの来場者数を伸ばす広報計画、クリエイティブ案等 の広報効果等は効果的な内容で、実現可能性が高いか。	4	3	12
2 建設企業ガイダンス運営業務				
(1)	提案された運営プログラム等は、企業のPRや参加者の情報収集・疑問解消等が効果的に行われ、参加者の企業の認知のために、事業者との交流が図れるものとなっているか。	4	4	16
(2)	運営プログラム等は参加事業者、参加者の当日の動きと併せて、実現可能か。	4	3	12
3 建記	・ 投業お試し体験会運営業務			
(1)	提案された運営プログラム等は参加者が複数業種の体験がス ムーズにできる等、参加者の建設業の理解のために事業者と の交流が図れるものとなっているか。	4	4	16
(2)	運営プログラム等は体験ブースごとの要件を考慮して提案されており、実現可能か。	4	3	12
4 その他				
(1)	提案者のイベント事務局としての運営方針は参加事業者、イベント参加者、広島県の運営上の負担等が軽減されるものか。	4	3	12
(2)	準備期間から、イベント終了後まで、業務の遂行に必要な人員の確保、業務に精通した担当者等の配置、県と随時連絡が取れる体制が確保され、確実な遂行が可能と認められるか。	4	3	12
(3)	その他本業務に係る工夫が提案され、事業の目的(建設業界 の担い手確保)の実現に資するものか。	4	1	4
(4)	予算額及び経費の内訳は、業務の内容と照らし合わせて妥当であるか。	4	1	4
合計(100点満点) 100				

※評価は次の5段階で行い、評価点は項目ごとに設定した係数を掛けた点数を適用する。

評価A:特に優れている(4点) 評価B:やや優れている(3点) 評価C:普通(2点) 評価D:やや劣っている(1点) 評価E:劣っている(0点)

※本評価基準における最低基準点は50点とする。

※選定委員会における評価が次の条件に該当する場合は採択しない。

・全委員の合計点が満点の5割に満たない提案事業者